

各都道府県・政令市
及び経済団体から
提出された意見

※提出者の氏名等については削除していますが、
内容は原文のままでです。

国土形成計画 広域地方計画についての意見

新しい国土形成計画については、「中央と地方のあるべき姿」、「地方の重要性」を明確にするとともに、広域地方計画の圏域(地域区分)については、従来の全総と同様、「四国地域」を対象に策定すべきと考えます。

1. 国土づくりに対する基本スタンス

これまでわが国は、中央政府が政策決定し、助成措置等を用いて全国統一的に執行してきた。しかし、

- ・国・地方とも巨額の財政赤字を抱える中で、行政の効率化、コストダウンが極めて大きな課題となっている。さらに、人口減少・高齢化により社会保障関係費の増大や、わが国経済の縮小が懸念されており、こうした課題の重要性がさらに高まっている。
- ・全国一律の地域振興ではなく、地域の実情を踏まえた独自の地域づくりに対する要望が高まっている。世界的にも、「問題解決は、まず家族、次いで集落、地方自治体、国というように、身近なところから行う」という「補完性の原則」に従うべきとの考え方方が広まっている。

ことなどから、地域のことは地域自らの決定と責任で行える社会への変革が求められている。

国土づくりについても、わが国全体の持続的な発展とともに、地方の自立を可能とする方向を目指す必要がある。「中央と地方のあるべき姿」や「地方の重要性」を明確にすべきである。

なお、最近、社会资本整備、特に、地方の社会资本整備について、「非効率」などという誤解と無理解に基づく見方が広まっていることを憂慮している。

2. 広域地方計画の圏域（地域区分）

次の理由から、従来の全総・開発促進計画と同様、「四国地域」を対象に計画を策定すべきと考える。

- ・広域地方計画は、ブロック単位毎に、「国と都道府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定」することとされている。
地域が参画して策定することが従来以上に重要となるが、それには、地域区分が「自分の地域」という帰属意識に合致することが前提となる。

- ・四国は一つの島であり、本州のように、陸続きの都府県をいくつかのブロックに区分するのに比べ、帰属意識は極めて高い。また、高速道路の延伸などによって、住民や企業の4県間の垣根意識は大きく低下し、この十年間ほどで一体感が一層高まっている。
- ・この地域区分については、道州制に関しても大きな争点となる可能性があるが、「四国州」が適切と考えている。
- ・「中四国州」との意見もあるが、四国は、デンマークやポルトガルなどに匹敵する人口、経済規模を有しており、一つの地域として十分な大きさを持っている。人やモノの動きについての四国外との結びつきも、必ずしも中国との間が最も強いとは言えない。
企業活動(営業エリア区分)についても、東証一部上場企業の多くが「四国単独」としており、次いで、「中四国」「関西・四国」となっている。
- ・また、国土づくりは、社会資本をどう整備するかということが大きなウェイトを占めるが、社会資本の総合的・効果的な整備は、島という地理的にもまとまった地域で考えるべきである。
- ・国の主要出先機関も、国土交通省をはじめ、「四国」と「中国」それぞれ別に管轄しているものがほとんどである。

3. その他

国土形成計画は、わが国の将来を決める非常に重要な計画と考えている。当会も、特に、広域地方計画の策定について、積極的に関与させていただきたいと考えている。

以上

1 計画区域、各地域ブロックの役割

- ・広域地方計画の区域は、地域的・社会的な一体性や歴史的経緯、国の地方支分部局の配置状況等を勘案して決定していただきたい。
- ・各地域ブロックの役割は、これまでの議論や各地域ブロックの各分野におけるビジョンに加え、21世紀の潮流、将来の日本のあるべき姿も踏まえ、総合的な国土形成の推進という大きな視点からの議論が望まれる。

2 その他（計画策定の手法）

- ・計画では、社会経済環境の変化等に伴い、第五次四国地方開発促進計画以上に新たな投資が厳しい状況であることから、各都市圏等が持つ現在のストックや特性を最大限生かし、機能分担、相互補完の下で、地域ブロックが全体として自立しながら発展していくような方向が示されるべきである。
- ・策定作業に先立って、例えば、平成合併の後の新しい市町村をベースにした・各都市圏等について、通勤・通学圏域人口、産業構造、行政・経済・文化等の諸機能の集積、地域固有の資源、主要都市間の所要時間・交通流動など、機能分担、相互補完の前提となる各都市圏等のストックや特性についての考察を望む。

圏域部会における調査審議に当たり、上記のとおり、意見を提出させていただきます。

「広域地方計画区域」を設定する上で考慮いただきたいポイント

○圏域設定にあたっての基本的視点・考え方、留意すべき事項

【多軸型国土構造形成推進の継続を】

- ・[全国総合開発計画]が「国土形成計画」に改正されても、「一極一軸構造のは是正」は依然として大きな課題であり、この目標は今後も不変であるものと認識しております。
- ・今般の圏域の検討に際しても、地域に根付き始めた広域連携等の活動を後押しする観点から、「多軸型国土構造形成」という考え方をベースとした活動が拡がりつつあるという地域の実態を考慮いただきたいと思っております。

【地域住民にとって受け入れやすい圏域を】

- ・現実の社会経済活動における県間の結びつきは、最も重視される視点だと考えます。
- ・地域住民にとって、一番身近な地域の範囲は、通勤・通学や身近なレジャー・買い物として行き来する範囲、事務所等の経済活動範囲、テレビ・ラジオ等で良く聞く地域情報の範囲等ではないでしょうか。地域づくりにおいても、主役である地域住民の生活や住民感情への十分な配慮が必要です。
- ・自然条件、歴史的・文化的背景の類似性は、地域住民が地域エリアを意識する重要な要素です。また、日頃、耳にしている地域の呼称は、地域内外の人々の意識に定着しており、受け入れやすい圏域の単位として尊重すべきだと考えます。

【人口・経済規模で圏域を規定することへの疑問】

- ・圏域の規模を考える際、わが国においては、小さなブロック圏域でも、世界的には一国に匹敵する人口や経済規模を有している点を肯定的にとらえるべきだと考えます。
- ・人口・経済規模を考慮して、現在の地域より大きな圏域を人為的に設定することが、どうしても必要とは思えません。欧米諸国では、わが国のブロックよりも小さな地域や地方都市が、それぞれの地域の特色を活かしながら、自立、発展している例を多数みることができます。
- ・グローバリゼーション進展への対応という視点から一律的に大規模な地域をつくるのではなく、寧ろ、地域ごとに規模や産業構造、文化、生活様式に差異があることを当然のこととし、例え経済的な規模が相対的に小さい区域でも、地域特性や個性に応じて発展することを支援するための「国土形成計画」であり、「圏域」の設定であってほしいと願っております。

【災害に強い安全な国土づくりが重要】

- ・視点として「災害に強い安全な国土づくり」を、ぜひ加えていただきたいと考えます。わが国は「世界有数の災害国」であり、国土づくりの第一歩は「安全・安心に暮らせる地域づくり」です。
- ・過去の大規模災害の経験は、私たちに「リダンダンシーの重要性」を教訓として残しました。国土経営の視点から「東京一極集中のは是正」、「多軸型国土形成」が議論される理由の一つは、「リダンダンシー」を考慮したことだろうと考えております。
- ・わが国は、首都圏または大都市圏相互のネットワークが分断されると、機能麻痺状態に陥る脆弱な構造を有しております。ネットワーク補完、拠点分散といった機能も、地方が担う大切な役割の一つであり、この点を十分考慮した上で圏域を設定すべきです。
- ・また、大規模災害時は、初動対応の如何が被害の軽減やその後の応急対策に大きな影響を及ぼします。発災直後から情報の収集・伝達等の臨機応変での的確な対応を行うためには、カバーするエリアが広すぎないことも要件の一つだと考えます。

○今後の地域ブロックの役割について

【メンテナンスの時代への対応】

- ・少子高齢化時代を迎え、今後は「メンテナンス」「維持・更新」の時代を迎えます。
- ・「開発」の時代であれば、ある程度大きなブロックで計画を進める方が効率的という見方が出来るかも知れませんが、きめ細かな「メンテナンス」が必要な時代には、実情にあわせ、一つ一つの設備や施設を丹念に見ていくことが重要となり、この役割は各地域が担うことになります。
- ・その場合、相応しい「圏域」は、大きなブロックであるよりも、むしろある程度「コンパクト」にまとまった地域なのではないかと考えます。

【透明性のある合意形成システムの構築】

- ・「アカウンタビリティ」、「コンセンサスシステム」が重要なファクターとなりつつある中、地域住民の参加、NGO、NPOの組み込まれた透明性のある合意形成システムを実現することが、これから地域に求められております。
- ・そのような中、地域が主体となって計画を策定、調整する上で、身近でコンセンサスを得やすい区域とはどのような単位なのかを、考慮すべき要素の一つとしていただきたいと思っております。

以上

東北地域という現況の圏域については、法律施行以来、その基本理念に則り密接な関係が維持されてきたと認識しております。しかし、東北七県は他区域に比べてその範囲が広範囲に亘っていることから、当県が実施する事業連携については山形県・宮城県を中心とする南東北地域に集中しているのが現状となっており、青森県・岩手県・秋田県を中心とする北東北区域との差は大きいものがあると言わざるを得ません。

よって今後、圏域を考えて頂く際に、その考え方の一つとして是非、「南東北・北東北区域」という分け方も検討していただければと思います。

なお新潟県は歴史的・文化的にも当県とは密接な関係があると認識しており、当県としては南東北区域とすることに異論はございません。

国土審議会圏域部会への意見

1 広域地方計画区域設定にあたって

- 道州制の議論もある中、地域の意見も聞きながら、独立した行政・経済運営が可能な範囲と規模になるよう、ブロック区域を検討していただきたい。
- 国家的な視点から、各ブロックの役割等をどのように位置づけるのか、国主導で示すことが必要。
- ブロック相互がシナジー効果を期待できるように、隣接ブロック等他の地域との連携を踏まえた視点と仕組みが必要。その上で、特にブロック間の連結部分については、ブロックの末端ではなく、玄関と位置づけるべき。

2 九州ブロックの役割について

- 物流・産業におけるアジアへの橋頭堡
 - ・アジアに近いという地理的優位性や、自動車・IT等の次世代産業の集積を活かし、製造業における垂直分業から水平分業までを睨んだ、アジアに開かれ、産業分野で国際競争力を有する地域
 - ・東アジアに進出している製造業の日本回帰の際、その受け皿となる地域
- 持続可能な都市経済のモデル地域（環境・食糧・エネルギー）
 - ・北九州市や水俣市等の公害・環境研究、長崎県、鹿児島県等におけるバイオマス研究等を活かした世界に通用する環境技術拠点
 - ・国家的観点からの商業ベースを超えた食糧生産・備蓄基地
 - ・太陽光や風力、地熱を利用した発電など、自然エネルギーの研究・事業化の拠点
- 少子高齢社会における地域づくりモデル
 - ・全国に先駆けて進展する少子高齢、人口減少の中で、温暖な気候や世界に誇る自然環境を十分に活用しながら、退職後の高齢者がその経験や知識を生かして、生き生きと暮らすための地域づくりなど、地域活力を維持するモデル地域

「国土審議会第2回圏域部会の調査審議について」

～ご意見について～

圏域設定は社会、経済、自然、歴史、文化の視点からして関係地域の自発的、主体的意志に相当量任せる國の度量が必要である。

「すべての道は東京に通ず」はこれ以上は不要。

地方の諸都市は東京のミニ版、オールジャパンの大型店舗が軒を並べ、残すべき風景が消滅している。地方文化とは何、省庁の縦割り、政策不毛としか言いようがない。

広域地方計画に関する意見

○ 広域地方計画区域の設定にあたっての基本的な視点・考え方、留意すべき事項についての意見等

(基本的な視点・考え方)

自然、経済、社会、文化等の観点を踏まえながら、都道府県を越えた広域的な課題の解決が図りうる地域設定、また、東アジア諸国などと独自に国際交流、連携を行う力を有する自立した地域設定が必要と考えます。

九州、とりわけ北部九州は、中国・上海を中心とする東アジア経済圏に位置する、人口規模1,300万人を擁し（EUのオランダに匹敵）、21世紀のわが国の成長のエンジンになりうる地域ブロックであります。

(留意すべき事項)

九州戦略プロジェクトとしての取組

- ・九州観光戦略
- ・九州国立博物館
- ・九州新幹線

○ 今後の各地域ブロックの役割について、地域からどのように考えているか

九州は、わが国の成長力を支える地域として、アジアをにらんだ国際競争力にかかるインフラ整備を重点的に進めることにより、海外の知的人財（ビジネス戦略を主導できる人材）を呼び込める魅力のある地域としての役割を担うことになると考えます。

一体として総合的な国土の形成を推進することが
必要な地域の区分のあり方について（意見）

○本県では、道州制に関する諸問題について、平成16年8月に「道州制等研究会」を設置し、平成18年夏までに、「四国」「中四国」「関西」など、本県が「最も貢献でき」「本県らしさ」が發揮できる「枠組み」について研究しているところである。

○そこで、「平成18年度前半を目途に」決定しようとしている「広域地方計画区域」については、国土形成計画法上、「一体として総合的な国土の形成を推進することが必要な圏域」として、道州制実施時における「枠組み」とリンクして考えることがないようにお願いしたい。

○次に、今のスキームは、「北海道と沖縄県を除く」45都府県を「重複なく」「隙間なく」「多くとも10程度」の圏域に大括りに区分したいとしている。広域地方計画を策定するに当たり、47都道府県をいずれかの圏域に区分することが必要であるとの考えは理解できる。

○しかしながら、住民の生活活動は、圏域区分とは関係なく行われるため、本県だけでなく、圏域の境界に属する都道府県にとっては、強制的に一つの区域に区分されることは、生活実態を無視することにも繋がりかねない。

○そこで、以前にもお願いしたように、本県は、道州制に関しては「四国」「中四国」「関西」のそれぞれの可能性を持っており、知事会関係も「四国知事会」「中四国サミット」「近畿ブロック知事会」の3ブロックに所属している等の事情があることから、「重複なく」の部分について、重複して所属できるような例外を是非設けていただきたい。

①「道州制」についての考え方を明確に示していただきたい。

「道州制」についての議論が活発に行われており、地方自治体の関心は非常に高いと考えられる。そのため、「道州制」を新計画に位置付けるのかどうかを（また、位置付けないととしても）、策定作業の中で「道州制」に対する考え方を明確にお示しいただきたい。

また、「近畿」という圏域が設定された後でも、圏域内で特色のある区切りができるような柔軟な対応が必要と考える。

②地域間の人の移動（2地域居住など）に焦点を当て、人口減少に対する一定の考え方（方策）を盛り込む必要がある。

③各地域ブロックにおいては、全体計画と同様に、「計画」自体を地域住民に広く知ってもらう必要があり、かつ住民理解のもとで作業を進める必要がある。そのため、HPなどでいろいろな意見を直接受け付けるようなシステムを構築すれば良いと考える。

④地域住民の意見を的確に反映させる必要があり、地方での検討には十分な時間が必要と考えているので、計画（案）やスケジュール等をできるだけ前倒しで具体的に示していただきたい。

広域地方計画区域設定に関する意見

— 地域の主体性発揮と国土形成への役割について —

1. 地域の自主性を生かすために、東北は7県であることが適當

(1) 東北地方では「北海道東北自治協議会」や「北海道東北地方知事会」「山形・福島・新潟3県知事会議」「東北開発推進協議会」などにみられるとおり、東北7県の枠組みを基本に自治体首長を中心に災害支援協定、社会資本整備、観光振興、産業育成、北東アジア交流などの地域課題に取り組んでおり、経済界もこうした事業を全面的に支援している。

特に北東アジアとの交流や観光振興、産業育成などの分野では、自治体と経済界が協働で地域戦略を立案し、案件によっては事業資金を分担しつつ地域の実情に即した活動を展開している。

こうした戦略の立案や事業活動の推進は、今後策定される「広域地方計画」を実質的に先取りしたものであり、また国の財源縮小と地方分権の促進、人口減少時代の定着などの社会環境変化の中において、地域の自主性発揮による地域主導の事業推進という、国全体の流れにも沿ったものである。

今日では、東北7県の枠組みは、上記のような地域活動の執行体としての性格をも有しており、広域地方計画区域の設定については、現実に動いている地方自治体連携および経済界との連携等による事業活動が阻害されることなく、国および国の地方支分部局は地方自治体等の活動を補完・支援する形を基本に設定されるべきである。

このような観点から、現行どおり東北7県の枠組みを維持することが適當であると考える。

(2) 東北地方においては前記のとおり東北7県の枠組みを前提に、より近接性の高い地域として青森・岩手・秋田3県の連携や、新潟・福島・山形3県の連携、および宮城・山形交流などが存在するが、基本となる7県連携の拠点は、日本海側にあって政令指定都市昇格を控えた新潟と、太平洋側における政令指定都市仙台の2つの都市である。

特に新潟市は、政令指定都市昇格により新潟県の県都としての役割がさらに強まるとともに、日本海沿岸東北自動車道路の整備などにより、山形、秋田、青森という日本海に面した都市を持つ自治体との近接性が一層強まるものとみられる。

こうした東北7県の姿は、前回、国土構造の転換を掲げて策定された「21世紀の国土のグランドデザイン」にある「日本海国土軸」と「北東国土軸」の重なりと融合を具現化するものであると同時に、新潟の地理的特性と拠点性によって、アジア諸国との交流強化や観光事業の促進など、東北の新たな地域戦略展開の可能性を大きく広げるものである。

このように将来に向けた地域活性化の展望を実現するためにも、東北7県の枠組みが維持されるべきである。

2. 東北は7県であることにより、国家および国土計画に貢献することができる

(1) 国土の安全と住民の安心確保は、国の政策および国土計画の策定にあたって高い優先順位を与えられるべきものである。特に将来的に対岸諸国と国際社会との間に緊張が高まる事態も考慮されるべきであること、それ以上に日本が大規模地震などの災害の危険を常に抱えていることなどを考えれば、国の総合的な安全保障の観点からの圏域設定と整備が不可欠である。

この点について、新潟、山形、秋田という日本海側の自治体を中心に、あらゆる事態を想定した円滑な交流と相互支援体制を促進し、これを隣県にも広げていくことが、東北として住民の安心を確保し、同時に国の安全に貢献する方策でもある。

昨年発生した新潟県中越地震では、磐越自動車道路が復旧ラインとして大きな役割を果たしたことが実証されている。関連して今後の日本海沿岸東北自動車道路の整備や羽越線の高速化についても、日常の物流路線としての価値だけでなく、有事緊急の際に果たす役割も考慮のうえ整備がなされるべきである。

(2) 東北7県が国全体の中で果たすべき役割として、緑豊かな環境資源と産業・生活が調和した地域モデルを実証することがあげられる。この点は「21世紀の国土のグランドデザイン」においても言及されたところであるが、本州東北部の背骨となる奥羽山脈は、東北南部において山形、福島、新潟にまたがる磐梯朝日国立公園を形成し、山脈の東は那須連山に、また西は会津・只見山系を経て越後三山只見国定公園へと至る。

海洋は河川に養われ、河川は山系によって育まれる。この奥羽山脈を起源とする水資源、森林自然をはじめ山岳から海洋に至る生態系と環境によって、自然的な意味合いにおいて東北7県の結びつきが形成されている。

ブナ等の広葉樹林帯、鮭の遡上する川、鳥類・魚類などの希少生物資源に恵まれた山系と経済社会生活が融合した地域として、東北7県は持続的発展を続ける日本における望ましい環境モデルとして、独自の役割を担いうるものと考える。

以上

国土審議会圏域部会への意見

区域については近畿圏・中部圏整備法に基づく計画と同様、重複も必要と考えております、重複が可能となるよう配慮願いたい。仮に重複なく設定されることになる場合であっても、他圏域の計画への記載については、幅広く関係団体に係る記載ができるよう、また、他圏域の協議会への参加についても、自由度の高い参加の機会が与えられるように配慮願いたい。

国土交通省国土計画局
大都市圏計画課 御中

広域地方計画区域の設定等について

1. 区域の設定について

区域の設定にあたっては、各地域ブロックのもつ経済、社会、歴史、文化、自然、対外関係等の特性を重視するのはもちろん、現在行われている都道府県を越えた広域課題への取り組み状況に十分留意してほしい。

関西においては、近畿ブロック知事会議が2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）を構成員として運営されているほか、同じ9府県をエリアとした関西広域連携協議会が府県を越える広域課題を解決するための官民の緩やかな広域連携組織として実績を挙げている。

さらに本年4月に関西の産官学によって設立した関西分権改革推進委員会では、広域的な課題を解決するための自治組織「関西広域連合」の設立の可否について検討し、来年3月に報告をとりまとめる予定である。なかでも今後作業が進められる国土形成計画における広域地方計画の策定は、9府県を区域とする「関西広域連合」の行いうる事務として最も有力なもの一つと想定し検討を行っている。

2. 関西の役割について

わが国が分権型社会への転換をめざすなかで、関西は産業科学技術の振興、観光・文化の育成、環境保全、都市再生、防災・危機管理機能の強化（首都代替機能の保有を含む）、国際物流拠点機能の強化、様々な基盤整備等を通じて、地域の総合力・競争力を高め、東京への過度の一極集中を是正しうる持続可能な国土構造の形成に寄与していく必要がある。

なお当会としては、今後、上記事項を含め、国土形成計画・広域地方計画の策定にあたっての意見を具体的に検討していきたい。

国土交通省国土計画局
地方計画課御中

国土審議会圏域部会 調査審議への意見

上記の件について、次のとおり意見いたします。

記

1. 意見

現在、審議されている都道府県の区域を超えた広域的な地域ブロックの必要性は大いに認めるところですが、各広域的地域ブロック間の連携、連絡、調整をどうするか、その方向性を示す必要があります。そして、各地域ブロックの超広域的連携があってこそ、各々のブロックが生きると考えます。

平成10年3月に策定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」及び地方開発促進計画において、一軸・一極集中型の国土構造を多軸型のものに転換することにより、多様な地域特性を活かした国土の均衡ある発展を実現することの必要性が明記され、4つの国土軸（太平洋新国土軸・日本海国土軸・西日本国土軸・北東国土軸）が示されました。

この多軸型国土の形成は、災害時におけるリダンダンシーの確保の面からも極めて重要です。

つきましては、4つの国土軸による超広域的連携を国土形成計画に明記していただきますよう希望します。

広域地方計画区域の設定等に関する意見

- 地域ブロックについては、道州制の議論とも関係するなど都道府県の今後のあり方に密接に関係する問題。今後的地方制度の見直しを見極めながら慎重に検討することが必要。
- 地域ブロック間において、社会資本整備の優先順位を仮に国が調整することになると、地域ブロックの自立に繋がらないので、財源、権限等を含めた地方への移譲が必要。
- 地域ブロック内における「選択と集中」の考え方に基づく限られた資源の重点的投入によって、ブロック全体を牽引させるということは、一つの手段としては理解できる。しかしながら、このことによって、ブロック内の新たな格差を生み出すことが懸念されるため、それをどのように生活圏域が支えていくのか、十分な検討が必要。
- 今後、仮に生活圏域まで議論を進めるのであれば、生活圏域の具体的な設定にあたっては、地域の実態に即した設定が必要なため、基準等については全国一律ではなく、地方の自主性に任せられたい。例えば、人口30万人前後、時間距離1時間前後というメルクマールが妥当か否か。むしろ、単に人口と時間で機械的に生活圏域を区分するのではなく、人の交流状況等、現実の生活圏を把握することも必要ではないか。特に、生活圏域を構成できない地域に対しては、高度情報インフラ整備やきめ細やかな移動支援サービスを行うことが重要になると思うが、その際には是非ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、ハード的にもソフト的にも高齢者や障害者の方々が、利用しやすい形としていただきたい。

国土審議会圏域部会の調査審議に関する意見等について

平成 17 年 11 月 21 日

- これからの圏域は、社会経済のグローバル化の進展を踏まえ、自立的で広域的な経済交流圏域の形成を目指すために、国際交流インフラを備えた産業経済活動の一体性を重視した区域設定の考え方がある。その場合、各圏域における対アジア戦略の構築という観点も十分踏まえて検討する必要がある。
- 一方で、成熟した社会を実現するために、山や水等の自然環境、美しい景観や自然の中で育まれた文化、これらを活かした広域観光など、自然的・文化的な一体性を重視した区域設定を検討することも必要である。
- なお、広域地方計画の区域設定は、道州制の議論とも関連していくことも想定されるため、慎重に検討を進めていく必要がある。

○圏域について

圏域については、人口規模や経済規模も重要な要素ではあるが、これらだけにとらわれず、住民の目から見た地域としての一体的な発展という視点も意識しながら検討すべきであると思う。すなわち、自然条件（海や山など）、社会基盤（道路や河川）、歴史・文化の視点も重要視すべきである。経済や観光などは、地域のまとまりをはるかに越えたかなり広い範囲で活動が行われているように感じる。

○各地域ブロックの役割について

地方計画は、全国一律ではなく各地域の色を出したものとすべきである。そのためには、地方計画の策定に当たっては、地域の意見を最大限に尊重するとともに、地方計画に定めたプロジェクトが着実に実現されるような体制整備が必要である。

国土形成計画における国土審議会圏域部会関係意見

1 圏域の設定について

- 関西では、「関西は一つ」の理念のもと、関西（福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島）が一体となって、近畿ブロック知事会、関西広域連携協議会、関西分権改革推進委員会において、広域防災（相互応援協定、危機管理ネットワーク）、環境、広域観光事業の実施、関西国際空港事業等各分野で取り組みを進めている。
- これら広域連携は昭和30年代から進められ、他地域に先進した多くの事業実績を重ねており、今般の広域計画の区域においても、当該区域での設定が基本となると考える。
- なお、実態に応じた圏域設定のためには、必ずしも区域重複を排除するのではなく、柔軟な対応も必要ではないかと考える。

2 地域ブロックが担う役割について

- 首都圏が直下型地震などで壊滅的被害を受けた場合も含め、我が国の中核機能をいつでもバックアップできる体制を首都圏以外の地域に早急に整備する必要がある。
- 地域ブロックの役割として、首都のバックアップ機能についての役割を付与させることを検討し、位置づけも行なうべき。
- 大阪・関西は、交通網等都市インフラが充実していることに加え、官公庁の出先機関や外国機関、マスコミ、企業などの西日本における中核的機能が集積・立地しており、こうしたポテンシャルを活用し、大阪・関西が、政治、行政、経済の中核機能を代替することについて、国土形成計画において明確に位置づけしていただきたい。

国土審議会に対する意見

1. 広域地方計画区域の設定にあたっての基本的な視点・考え方、留意すべき事項について

○広域ブロック計画の内容が決定されていない段階で、枠組みだけ先行させることには否定的です。特に、広域地方計画区域が、道州制の区域決定に影響を与えるとすれば、広域地方計画区域の手続きは慎重に扱われるべきで、その前提として地方公共団体等との十分な議論と調整が必要であると考えています。

○計画の実効性の担保に疑問があります。省庁横断的な課題への対応については、中央省庁間の調整や推進体制が必要となります、そこが明確にされていません。

2. 各地域ブロックの役割について、地域からどのように考えるか

○社会経済の実態から見ると、群馬は埼玉・栃木との結びが強く、次に東京との結びつきが強いので、群馬県は関東の枠組みが自然と考えます。

○関東を南関東とその他の区域を区分する考え方もあるやに聞いていますがこれについて次のような疑問が挙げられます。

①南関東のように東京を中心に大都市圏として一体化している状況と異なり、北関東では北関東道等の交通基盤も整備が遅れており、横の連携は弱いのが実情です。大都市圏以外の枠組みは社会経済の実態を無視した区域設定につながる恐れがあります。また、大都市圏とその他の区域を分けて考える結果、両者に対立的な関係が生じる恐れもあります。

②関東圏、中部圏、近畿圏の3大都市圏とその周辺に区域分がなされた場合、それだけで6圏域の設定となり、全国で多くとも10圏域に收めることは不可能と考えられます。

③現在の国の地方支分部局と異なる圏域設定となり、支分部局が増加する形で再編されることになれば、国の組織の肥大化につながり国民の理解が得られません。

④地方制度調査会で示された道州の区分と異なります。制度が異なるから関係ないということではなく、区割りの考え方は基本的に同様に思われるべきで、国レベルで考え方がバラバラでいいのかという見方できます。

- 国民等に対し、計画の分かりやすさという観点は重要と考え、国土形成計画（広域地方計画）を策定するうえでは、既存の計画である社会資本整備重点計画（地方ブロック計画）等諸計画との整理・整合を図るとともに、それぞれの計画における計画区域についても基本的に整合を図るべきと考えます。
- 仮に、各々の計画上の取扱い（計画区域）が異なる場合、どう調整し、計画形成を図っていくかが大きな課題と考えます。

広域地方計画区域の設定にあたっての意見等

平成16年5月に開催された八都県市首脳会議において、国土計画体系の見直しにより、広域地方計画の策定など新しい計画の策定に係る議論については、八都県市の共同した取組みにより、国へ働きかけていくことが確認されており、これを契機として、これまでの間、八都県市首脳会議首都機能部会では、広域地方計画のあり方などについて、地方自治体の立場から検討を行っている。

平成17年10月には、八都県市首脳会議首都機能部会座長から国土交通省国土計画局大都市圏計画課長あて「広域地方計画に関する意見」（別紙のとおり）を提出しており、国土審議会圏域部会における調査審議についても、これらの取組みへご配慮を頂くとともに、本市の総合計画に位置付けられている事業の推進を尊重することはもとより、住民にとって理解しやすい計画内容として下さいますようお願いします。

広域地方計画に関する意見

本年7月に成立した国土形成計画法に基づき、新たに策定される広域地方計画は、国と地方が広域地方計画協議会の場で協議を行い原案を作成するとされています。

21世紀の国土づくりを担う国土計画の策定に、地方自治体が主体的に関与する規定が盛り込まれたことは、地方分権の流れを踏まえたものとして評価しています。

八都県市首脳会議首都機能部会では、こうした国土計画体系の見直しを踏まえ、国土計画に関する調査・分析や国担当者との意見交換会を実施するなど、今後策定に参画することとなる広域地方計画を中心に研究を進めているところです。

当部会は、これまでの研究結果を踏まえ取りまとめた次の意見について、広域地方計画の策定に向けた検討に当たり、十分反映していくことが必要であると考えます。

1 広域地方計画のあり方について

既存の広域的な諸計画（首都圏整備計画、社会資本整備に係る関東ブロックの将来の姿）との役割分担の明確化を図るなど、住民にとって理解しやすい計画内容にすること。また、首都圏におけるディーゼル車排気ガス対策など、地方自治体が主体となった取組みを尊重するような計画内容にすること。

2 広域地方計画に盛り込む施策の領域について

盛り込む施策の領域については、ソフト施策を幅広く対象とすること。また、今後、人口減少社会の到来や、更新投資が新規投資に厳しい制約を与えると見込まれる中、既存社会資本ストックの有効活用についても十分な検討をすること。

3 施策の重点化について

施策の重点化に当たっては、地域特性を十分に踏まえるとともに、その手法・基準などについて明らかにすること。

4 広域地方計画協議会における地域の主体性の確保について

広域地方計画協議会に係る組織、構成員、協議の進め方など具体的な運用の検討に当たっては、速やかな情報提供や十分な意見交換を行い、地域の主体性を確保すること。また、計画作成過程の透明化を図るため、協議会や下部組織における協議内容を住民に公開、周知する仕組みを構築すること。

平成17年10月14日

国土交通省国土計画局大都市圏計画課長 殿

八都県市首脳会議首都機能部会座長



(国土形成計画に係る意見)

①広域地方計画区域の設定にあたっての基本的な視点・考え方、留意すべき事項について

国土の形成に係る計画は一貫した計画である必要があり、特段の事情がない限り、社会資本の蓄積の状況やこれまでの全総や首都圏整備計画との継続性を重視すべきである。

②今後の各地域ブロックの役割についての考え方

①これまでの社会資本の蓄積を重視し、現在の交流・連携をより強化していく必要がある。

②圏域外他地域との連携なども極力盛り込んだ内容とすべきである。

【広域地方計画の圈域について】

圈域の設定については、広域的な施策を効果的に実施すること、現実の社会経済活動における一体性などを視点として議論されているが、どのような点を重点に置いて考えていくのか。また、国と地方との考えが異なる場合、どのように調整を行うのか。

圈域の規模については、全体の人口規模だけでなく、年齢構成別人口や人口推計値などの視点を加えるのはどうか。

広域地方計画区域の設定について

○基本的な視点・考え方

- ・区域の設定では、人口・経済規模という視点だけでなく、地理（水系、山系他）、歴史、文化、経済など多様なつながりを勘案したうえで、検討することが必要。
- ・こうした視点、考え方で検討した場合、以下のことから区域として、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の5県からなる中国地方が適切と考えられる。
 - ①道府県間の交流データ（別紙）による交流圏の形成状況から、中国地方は1つの圏域である。
 - ②圏域に対する住民の意識という面でも、当会が実施した会員企業に対するアンケート調査によれば中国地方という意見が過半を占めている（アンケート調査は道州制の範囲について）。

*道州制の範囲（会員アンケート調査 2004年実施）	
①中国地方	55.5%
②中国地方+四国地方	15.7%
③島根県+広島県+山口県 岡山県+鳥取県+兵庫県	14.8%
④その他	14.0%

- ③高速道路網の整備進展にともない、中国地方内の結びつきも強まりつつある。また、経済的な自立の難しい山陰側に対し、相対的に経済力の高い山陽側が共存する方向で連携していくとする気運も生まれつつある。
- ④中国地方は既存のブロックの中では、人口・経済規模的には小規模なもの、欧州の中規模国家と同等であり、一つの圏域として十分な規模を有している。

○地域ブロックの役割

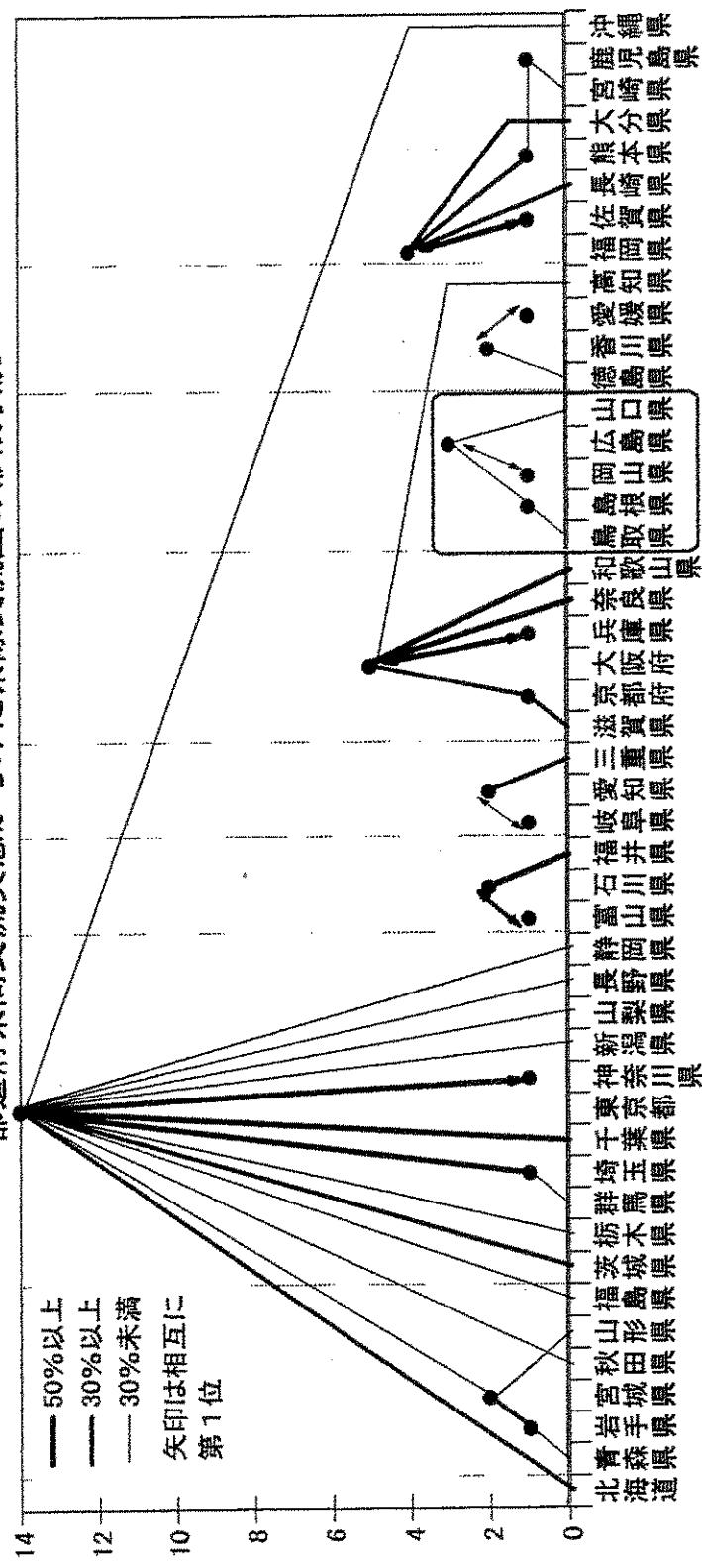
地域ブロックの役割として以下の点が考えられる。

- ①雇用の場を提供し、大都市圏への人口流出の歯止めとなる
- ②自立的な経済圏の形成
- ③地域の自然・歴史・文化を継承し、多様な社会を維持
- ④循環型社会への対応
- ⑤広域的災害等への対応

(1) 県際交流

○中国地方5県は、広島県を拠点とする一体的な交流圏を形成
全国では宮城・東京・愛知・大阪・香川・広島・福岡を拠点とする8圏域

都道府県間交流実態からみた県際交流圏の形成状況



(注) 1. 人口移動、旅客流動、貨物流動、電話発信、電話受信は当該都道府県の単純平均値から設定
2. 線は第1位の相手先と第2位の相手先とを示す
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「平成13年度旅客地域流動調査」、「平成14年度トランジット利用状況」、総務省「平成13年事業所統計調査報告」

国土審議会圏域部会への意見

広域地方計画区域の検討に当たっては、次の点に留意されたい。

- 1 各地域ブロックの性格や役割を検討する際、国は、審議の過程においても地方との意見交換や、地方自治体をメンバーに加えた協議を行うなど、十分に地方の意見を聞き、それを尊重すべきである。
- 2 現在、全国知事会道州制特別委員会や地方制度調査会において道州制の議論が進められていることから、それらの議論等を踏まえて検討すべきである。
- 3 いわゆる東北6県を所与の条件とはせず、新潟県を含めたさらなる広域の圏域や、北東北3県といった5百万人規模圏域等、幅広く検討するべきである。

当会は、昭和22年の設立以来、58年間にわたり「東北はひとつ」の合言葉のもと、経済的側面はもちろん、文化・観光交流面等、一体となった活動を行なっている。同時に各県連合会においても、各々が独自の活動を行なっているものの、それら事業の集大成は六県連合会としての活動と密接に関わり、不可分の状況にある。

また全国組織にあっても、東北六県はひとつの圏域として確固たる認識がなされ、東北六県の代表として当会会長が全国の副会頭に就任している。

以上の経緯から、当会としては、『広域地方計画区域を設定する上で考慮すべき視点(案)』における視点2 圏域としての一体性 「現実の社会経済活動における都道府県間の結び付きの強さ」という位置づけに東北六県の圏域は合致するものと考える。

広域地方計画区域の設定にあたっての意見等

- 広域地方計画の目的や計画内容がある程度はっきりしないと、どの自治体と一体的な圏域を作るべきなのか判断が難しい。
広域計画をつくる目的、広域的に計画を作るべき事項の大まかな整理は必須と考える。
- 広域地方計画は、一つの自治体より複数の自治体が連携し、広域的に展開した方が合理的かつ効果的な施策、そしてその施策展開の方向性を示すものと理解している。
- 広域地方計画は、都道府県の計画との重複を避け、広域的に連携し施策を展開していくことが必要な内容に絞るべきである。
広域幹線道路や鉄道等の広域的な交通施設、TDM施策等の広域的な交通環境施策、ゴミ・産廃、残土処分場など広域な処理施設、ヒートアイランド対策、河川・海域の水質の保全など広域的な自然環境の保全施策など、先ず広域的に検討すべき課題の整理を行うべきである。
- 地方分権・道州制の議論を踏まえ、財源と権限の委譲など社会システムの変化も見据え、圏域の設定も検討すべきである。

国土交通省国土計画局長 様

広域地方計画区域の設定に係る意見について

記

- 広域地方計画区域の設定に当たっては、まず広域地方計画の策定目的と役割を改めて整理した上で検討すべきである。また、区域は、「自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる区域」（国土形成計画法第9条第1項第4号）とされているが、その検証に当たっては、地方公共団体や関係団体の参画のもと、共通の認識が持てるような体制で検討すべきである。
- 広域地方計画区域が、道州制の区域に少なからず影響を及ぼすと想定されることから、各省庁間の連携を密にしていただきたい。（道州制の区域は総務省、広域地方計画区域は国土交通省という従来の省庁縦割りではなく、国として一体的に検討すべきである。）
- 現行の国と地方の事務分担を前提とすることなく、地方分権の推進の観点から、真に国と地方の適切な役割分担を見据えたものとすべきである。（地方が地域の将来ビジョンを描く上で、国から地方への権限委譲を積極的に推進することが必要である。）

広域地方計画区域の設定にあたっての意見

1. 広域地方計画の区域（圏域）策定にあたっては、昨年度以来、意見交換を通じて申し上げておりますが、広域地方計画に何を盛り込むかによって、区域（圏域）が明らかに変わってくることと思われます。
2. 「先に圏域ありき」ではなく、圏域部会でも委員の方から意見が出ておりましたが、種々の分野で、地域の結びつきが従来と比べ変化している昨今、先に圏域を決めることが果たして良いのか疑問があります。
3. そもそも広域地方計画は何のために必要なのか、その必要性を議論し、必要であるならば、何を計画に盛り込むのか議論をし、その先に初めて圏域が出てくるものと思われます。
4. 広域地方計画に盛り込む内容についても、それぞれの自治体の自治権を超える区域で、実効性のある「計画」をそもそも策定できるのか疑問があります。
5. 地域の取り組みとしては、首都圏におけるディーゼル規制のような、しっかりと連携できるソフト施策を一つ一つ積み上げていく事こそが、最大の効力を発揮できるようと思われます。そのため、圏域については、計画に盛り込む内容（施策）によつてそれぞれ検討することが望ましいと思われます。

国土審議会 圏域部会に対する意見

○ 圏域設定に求められる視点について

以下の視点が必要と考える。

- ・ 歴史的・文化的な経緯や人的・経済的な交流の実態を踏まえた、域内相互の連携を支え発展に資する枠組みとして適切な圏域設定を望む。
- ・ 個々の県の意思の尊重と、これまでの地域連携の経過を踏まえた関係する圏域構成県全体の意向の尊重との調和がとれた圏域設定を望む。
- ・ 道州制の受け皿としては想定しないとしても、個々の圏域が国土の中で自立的な単位として存立する可能性も見据え、「その圏域としてのまとまり」があり、「各圏域間のバランスも取れている」ような圏域設定を望む。

○ 圏域の意味づけ、位置づけの不明確さについて

これまでの説明や審議会の議論からは、圏域の設定のそのものの意味づけ、位置づけが依然として不明確に見える。現状の結びつきのみならず、将来に向けてどのような視点を優先するかによって、圏域設定は当然異なってくると考える。提示されている「考慮すべき視点」は道州制を意識したとも思わせる本格的なものであるが、これまでの圏域設定の趣旨の説明とは必ずしも一致していないし（説明からは、地方別計画の単位としての意味以上のものではないような印象すら受ける）、審議会委員等も一様でないイメージを持っているように見える。この状況を踏まえると、想定スケジュールはやや拙速との懸念を持っている。

国土審議会圏域部会への意見

1 広域地方計画区域設定にあたって

本会は、地方分権社会を実現するため、道州制への移行が必要と認識しており、その実現に向けて政府等に働きかけている。州の区域は、単に都道府県を合わせた区域とするのではなく、州が総合的な地域経営を展開することを念頭において、地理的条件や歴史的背景、産業の連関など、多面的な角度から検討すべきである。しかし、府県制と道州制を比較検討する上でのデータ一面での制約から、中部州の区域は、当面は、本会会員の所在する、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の5県を合わせた区域が妥当と考えている。

2 各地域ブロックの役割および目指すもの

(1) 世界的な産業技術の中枢拠点

先端的産業技術の世界的中枢を目指すため、県境を越えた広域連携のもとに産官学の総力を結集し、既存産業の高度化・複合化、新産業の適切な育成、ならびに研究開発機関の誘致、企業誘致、人材育成を積極的に推進する。

(2) 世界に開かれた国際交流圏の形成

産業、経済、技術、あるいは教育、文化などあらゆる分野で、人・モノ・情報などを集積するとともに、グローバルネットワークを構築することにより、国際交流機能を高めた世界へ開かれた地域として発展させる。

また、わが国の中央という地理的優位性と豊富な観光資源、空のゲートウェイ・セントレア、高速道路ネットワークを活用することにより、国際競争力のある広域観光交流圏を形成し、地域の活力を高めていく。

(3) 中部州の実現

地域間・都市間競争が地球規模で展開される時代を迎え、今後、一段と激しさを増していく競争を勝ち抜いていくため、既存の国の制度にとらわれず、自らの責任で地域経営を展開する新しいシステムへ移行していくなければならない。そのために、現行府県制度を抜本的に見直し、中部州の実現を目指す。

(4) 魅力と個性に溢れる地域の形成

人が安心して住める街、文化・芸術などに溢れ精神的に安らげる街、働きやすい街など特色ある街づくりを推進し、それらの街を連携させることにより、人を惹きつける魅力と個性に溢れた地域を形成する。

(5) 地球に優しい環境先進地域

資源循環型社会実現のため、産業、市民、地方公共団体がそれぞれの使命を果たし、地球に優しい地域社会を形成する。また、こうした過程で得られる環境技術や研究成果を広く世界に発信し、地球環境の面での国際貢献に努める。

区域設定についての考え方

《既存の広域的な連携の取り組みを大切に》

- ・近畿開発促進協議会はじめ、既存の広域的な連携の取り組みを大切にしてほしい。広域地方計画の区域設定が地域主導の様々な広域連携の取り組みにマイナスの影響を与えることを懸念している。

《計画区域と計画内容を区別して考えることが大切》

- ・計画区域を重複なし、隙間なしで設定することは、便宜上やむを得ないとしても、計画内容については、計画区域を越える取り組みについても記述できるよう、柔軟性を持たせるべき。

《常に存在する区域を越える課題への配慮の必要性》

- ・どのような区域設定をしても、その区域の境界を越える課題が存在する。計画の実効性を重視するなら、地域の多様な課題に応じて柔軟に区域を捉える視点が必要。課題を解決するのに適切な区域を分断するような形での硬直的な区域設定にならないことを望む。

《既存のブロック割にこだわる必要はない》

- ・飛地的な広域連携や地域主導の国際的な連携の取り組みも広がりを見せていることから、既存のブロック割に拘泥しない対応を期待する。広域地方計画の区域は、様々な広域区域の捉え方の一つと考えているので、あまり道州制を意識せず、簡単に決めたらよいのではないか。

その他

《策定プロセスの重視—具体的にどう変えるのか》

- ・計画策定プロセスを変えないと、計画は変わらない。計画案を地域住民から募集する、フィールドワークや地域住民との対話を重視するなど、国土審議会中心の計画策定手続を大きく転換しなければ、成熟社会型の計画を標榜しても、内容は旧態依然としたものとなると想定される。
- ・国土形成計画は、全国計画を策定してから広域地方計画を策定することと決められているが、広域地方計画を策定してから全国計画を策定するというプロセス設計もあり得たはず。広域地方計画が全国計画のブレイクダウンに終わらないようにするためにには、また、国土形成計画を作つて意味のあるものにするためには、計画策定プロセスの設計の仕方が非常に大切と考えている。
- ・一案として、都道府県の企画担当セクションと計画区域ごとにウォーミングアップの場として勉強会を立ち上げて、実質的な広域地方計画の中身の議論をはじめてはどうか。

1 広域地方計画協議会の中での地方自治体の役割を明確にしていただきたい。

全体計画で国全体の方向性が決まった中で、個別のプロジェクトの議論を地方公共団体が行うことにはならないのではないか。広域地方計画に地方自治体がどのように関わっていき、また、広域地方計画をどこでまとめていくのか示していただきたい。

2 現在、「ふるさと回帰」が課題となっているが、地方の過疎化が急進する上で一つの対処法と思う。現時点では、その流れを後押しする積極的な社会的意識づけがなされていない。今後は財政投資、税収の還元は困難になるにしても、ふるさとに培った知識・技術で貢献することを推奨する訴え、人材の還元ができるようにする制度を盛り込むことを検討していただきたい。

3 急速に社会全体が市場原理になっているが、国土形成がそれでよいのか議論すべきと考える。

近年、強いものだけが幅を利かせ、それに倣えといったような風潮があるのではないか。そうした場合に上に上がって来る者はごく一部であり、それによって国際競争力はつくかもしれないが、本当にそれでいいのか。牽引車産業方式に戻って全体の発展のために誰かがリードし、利益を社会に再配分するということであるかもしれないが、それで終わってはいけないのではないか。

4 地域の中にある組織体・営業体は地域で生きていくような二元的組織論というようなものもあってよいと考える。

行政はより現場に近い、「国から都道府県へ」「都道府県から市町村へ」と権限を移譲する動きにあり、地方分権に向かっていっているが、企業は逆で大企業に一局集中している。企業も分権すべきではないか。

意見

1. 広域地方計画区域の設定にあたっての基本的な視点・考え方、留意すべき事項について

- ・ 将来、道州制が導入されるならば、基本的には、道州制の考え方との整合性をもたせたい。
- ・ 「自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる区域」「一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある地域」とあるが、静岡県が圏域区分でどうなるかは悩ましい問題である。

静岡県は、経済圏でいえば、県中部以東は首都圏、県西部以西は中部圏になる。静岡県全体としては、首都圏との関係が強い。

現在、静岡県は、経済産業省・農林水産省の区分では関東、国土交通省・金融関係での区分は中部圏となっており、事務的に不都合が多い。

では、長野県、岐阜県と親密かといえば、歴史的にも、地理的にも繋がりは今ひとつである。これは、静岡県は東海道を中心に発達してきたところに起因している。

- ・ 永年に亘る県民生活圏に則した、同心円上の圏域区分を考慮して欲しい。

2. 各地域ブロックの役割について

- ・ そもそも国土形成計画であるから、趣旨からすれば、一体的開発に意義のある連携がとれるシステムづくりが大切。
- ・ 国と地方の協働によるビジョンづくりが求められており、基本となる地方の間においても協働の精神が生きるようなものとしたい。

3. その他

- ・ 計画が出来たら、一部の専門家や、行政、関連企業のみでなく、多くの生活者に分かりやすいものとして開示願いたい。
- ・ また、進捗や結果についても、分かりやすい開示をお願いしたい。
- ・ 当初計画どおり進捗しない事業もあろうかと思うが、理由を明確にし、結果を開示することが大切であると思う。
- ・ 今後、少子高齢化、人口減少という財政的に未曾有の難しい社会に突入していく。首長の方々には、よくよくコンパクトシティの必要性をご理解いただきたい。
- ・ それにつけても、少子化に歯止めがかかる風土となることが望まれる。

広域地方計画区域の設定等に関する意見

1 計画区域の重複について

國の方針では、区域は重複なく隙間なく設定した上で隣接自治体の参加もできるということであるが、地理・歴史・文化・経済等の実態や関係府県による現行の様々な連携の実態を考えると、正式な区域としても重複する区域設定を認めるべきであると考える。

2 国と地方の役割分担及び区域設定の視点について

今後の地方分権社会における国土形成について国と地方との役割分担を明確化するとともに、地方が主体的にその役割を果たせるような仕組みとすべきである。

また、その区域設定については、現在の社会・経済等の実態から検討するだけでなく、将来的に予想される広域的課題や、今後に計画されているまたは既に整備が進みつつある社会资本等を考慮して検討すべきである。

1 今後の各地域ブロックの役割について、地域からどのように考えるか。

- 地域特性を踏まえ、地域自らが一体性のある将来ビジョンを共有できるようになること
- 将来ビジョンの実現に向け、都府県域を越え広域的に取組めるようになること
- 都府県域を越えて活動するNPOや民間企業など、多様な主体の参加・連携が、容易になること

これらを実現するための最適な区域を選定することに、圏域を設定する意義があるのではないかと考える。

2 広域地方計画区域の設定に当たっての基本的な視点・考え方、留意すべき事項について

- 一定の行政区域を圏域とすることはやむを得ないが、圏域を跨ぐ課題を解決するために、圏域とは別に、課題ごとの政策区域が圏域を越えて設定されるような仕組みを構築していただきたい。

例えば、現状において、富士箱根伊豆国立公園を中心とする山梨・神奈川・静岡を跨ぐエリアで、火山地震防災や観光振興などの政策が機能していることから、仮に、1都3県若しくは関東の8都県を圏域とした場合には、こうした圏域を跨ぐ取組について、計画に位置付けられるよう留意していただきたい。

- 第2回圏域部会までに行った分析に加え、環境や防災など生活環境に関する住民需要や民間企業の活動範囲の広がりなど、生活圏や経済圏の実態にも留意していただきたい。

3 その他

- 圏域の検討に当たっては、地方自治体の意見を反映するとともに、決定に至るプロセスを明らかにしていただきたい。

* ここでは、「広域地方計画区域」と「地域ブロック」を「圏域」と表現している

国土審議会第2回圏域部会における広域地方計画区域設定に関する意見書

【見解】

当連合会としては、平成15年3月に「21世紀の地方自治を考える懇談会」の検討結果を踏まえて、瀬戸内海を共有する中国・四国地域が一体となった「中四国州」を道州制導入における区割り（広域地方計画区域）としたい。

【理由】

現下の状況は、第28次地方制度調査会や全国知事会の道州制研究委員会における地方分権をめぐる議論から、市町村に事務権限を移譲し、基礎自治体がきめ細かい住民サービスを提供するとともに、県の在り方として道州制の導入が望ましいとする考え方が潮流と理解している。本年5月27日には、総務省が地方制度調査会に対して全国を8～12分割する5つの区割り案を示したことは、ご案内のとおりである。

こうしたなか、岡山県においては、平成15年3月に「21世紀の地方自治を考える懇談会」が2年間にわたる検討の成果をまとめ、「中四国州」の優位性を示している。石井正弘岡山県知事は、これを受け、中国圏域と四国圏域を一体化した中四国州の実現を目指す方針を示している。現在、中国地方では岡山県をはじめ4県が、四国地方では愛媛県がそれぞれ道州制について真摯に検討を行い、提案や議論を重ねているところでもある。

当連合会としては、全体のバランスと自立力に着目するとともに、瀬戸大橋開通以来、鳥取、島根、岡山、徳島、高知、香川の日本海から太平洋を結ぶ6県商工会議所連合会とともに先の国土計画（地域連携軸の交流）に基づく中四国の南北軸交流を推進してきた経緯がある。世界に誇れる景観を有し、海の路でもある瀬戸内海を共有する中国・四国の9県が一体的な圏域となる「中四国州」を道州制導入における区割り（広域地方計画区域）とすることを目指したい。

また、この圏域は、「21世紀の地方自治を考える懇談会」報告書の参考として示された人口や生産力等の基礎的データから、道州間のバランスや自立力において優れた特徴が認められる。

①バランス

区割りを議論する場合、その人口規模は大きな指標の一つである。関東州の

4,043万人、中部州の2,101万人、近畿州の2,086万人という規模からみると小さいが、中四国州であるならば、1,187万人となり、北海道の568万を上回る。これが、中国、四国を分けた場合、中国州は773万人、四国州にあっては415万人と最下位となってしまう。人口規模が小さな州では今後の人口減少時代においてますます自主財源を確保することが困難となることが危惧されており、九州州1,478万人や東北州の1,229万人に匹敵する人口規模を有し、瀬戸内海を共有する中四国州を形成することが国土形成上もメリットがあると考えられる。

②自立力

道州の自立力は経済規模を裏づけとする。人口規模の最も大きい関東州では、その域内総生産（GDP）が182兆円となるのに対して、中四国州では43兆円と九州の48兆円、東北州の44兆円に匹敵し、その規模はヨーロッパEU諸国のオランダ一国に及んでいる。これを中国と四国に分割するならば、中国が29兆円、四国が最下位の14兆円となり、その経済メリットは大きく低下する。道州単位の景気・雇用対策や産業政策を自己決定・自己責任のもとに展開することを考えた場合、道州制の基盤となる自立力には相応の経済基盤が必要であり、地方経済の活性化なくして、日本経済の構造改革や日本再生はあり得ないとの認識のもとでは、生活圏・産業圏が一体化した広域的な自治体が形成されるべきと考える。

③真の地方分権改革の推進

道州制の導入問題は、地方分権の推進や三位一体改革等行財政改革の進展と表裏一体の議論でなくてはならない。

当連合会は、国の三位一体改革における国庫補助負担金の見直しとそれに伴う税源移譲が、改革の名を借りた国の財政再建のための単なる地方への負担転嫁となってはならないと考える。そのため、地方財政の自立につながる「三位一体の改革」を強力に推進されることを強く要望するとともに、道州制の検討にあたっても、「中央」からの発想ではなく、地方分権の流れに沿って「地方」の声に十分耳を傾け、輝く個性と魅力を有した道州の集合体が国家となるよう議論を尽くすべきであると考える。

(参考)

日本の未来をつくる会（理事長：大賀典雄ソニー（株）名誉会長）は、本年11月16日（水）、岡山市内においてシンポジウムを開催し、中四国地域を「三海州」とする提案を行った。この他、「三海二山州」という呼称や（財）国土技術研究センターの大石久和理事長も「中・四国ブロックは瀬戸内海を中心に一体化す

れば東名高速道と同じ物流量を処理するわが国最大の物流幹線を有するエリアとなる。」と日本経済新聞のインタビューに答えている（2005年4月13日付け中国経済面）。

なお、平成15年3月の「21世紀の地方自治を考える懇談会」報告書については、岡山県のホームページを参照されたい。

URL：http://www.pref.okayama.jp/kikaku/kikaku/dosyusei_html/

広域地方計画区域の設定について

◆ 広域地方計画区域の設定について

国土形成計画法では、広域地方計画区域を設定することとしているが、地方分権が進展するなかにあって、国が特定の地域区分を一方的に決めるべきではない。

◆ 重複なく、隙間なく区域を設定することについて

広域地方計画区域については、「北海道及び沖縄県を除く45都府県を重複なく、隙間なく多くとも10程度に区分する」という考え方方が示されているが、以下の考え方から、広域地方計画区域の設定にあたっては、地方の実態が反映されるよう重複を前提としたものにしていただきたい。

(1) 圏域の多様性を前提とした区域設定

社会圏、経済圏は複雑かつ重層的となっており、広域的な行政課題は、分野ごとにに対応すべき範囲も異なる。また、近年の高速交通体系の整備などによって新たな広域的連携が進んでいる実態もある。国は、このような実態を十分尊重し、一律的・単線的な区域を設定すべきではない。本県としては、圏域の多様性を前提とした重層的な区域設定とすべきであると考える。

(2) 広域連携を阻害する要因となるおそれ

本県のように、地方ブロックと地方ブロックの結節点に位置する県にとっては、一律的・単線的な枠組みによる区域設定は、今後、隣接県との広域的な行政課題に取組む際の足かせとなることが懸念される。

(3) 区域設定に関する国土形成計画法の規定

国土交通省では、「重複なく、隙間なく区域を設定した場合であっても、法律上隣接する広域地方計画協議会に参加することができることから、実質的には重複が認められている」との見解を示している。しかし、重複なく、隙間なく区域を設定することについては、法律に規定されていないことから、最初から重複した区域設定を認めるべきである。

(4) 道州制の議論との関係

また、現在、第28次地方制度調査会で道州制について議論されている中にあって、広域地方計画区域を重複なく、隙間なく設定することは、結果として道州制の議論に結びつき、住民から出発する地方自治の視点から離れた経済性・効率性に偏った「住民不在」の枠組み論をますます助長するおそれがある。

国土審議会圏域部会への意見

広域地方計画区域の設定にあたっての基本的な視点・考え方、留意すべき事項

- ・ 広域地方計画区域を設定する上で、「九州」という一体感や「九州は一つ」としての取組の実績、また、道州制が導入された場合、道州が国の出先機関等からの大幅な権限移譲の受け皿となることを踏まえると、「九州」が一体となった区域がよいと考えている。

今後の各地域ブロックの役割について、地域からどのように考えているか

九州は、今後の発展が期待されるアジアに近接するという地理的な強みを活かし、国際的な地域間・産業間の交流促進やヒト・モノの交流拡大を進めるとともに、国家存立の基礎である「食料」の確保を担う地域として、九州の特性・ポテンシャルを活かした産業振興に取り組むことにより、九州全体、ひいては我が国全体の発展を担っていく地域であると考えている。

国土審議会圏域部会の調査審議に関する意見について

1 広域地方計画区域の設定にあたっての基本的な視点・考え方、留意すべき事項について

地勢的・歴史的背景等を考慮しつつ、都道府県をまたがる高速交通網、人・物の交流状況等を踏まえたうえで、地域の特性と創意工夫を最大限に活かすことができるような区域の設定を希望する。

特に九州においては、九州観光推進機構の設立や産業廃棄物税の一斉導入などといった、各県の共通課題についての政策連合が徐々に広がっている。また、道州制に関する議論も、九州地方知事会をはじめとする行政分野のみならず、各種経済団体等の民間分野においても活発に行われている。

こうした一体的な取り組みが行われている状況については、特に十分な配慮が必要である。

2 今後の九州ブロックの役割について

九州は、アジア、特に東アジア地域と地理的に非常に近接しており、東アジアの国々との歴史的・文化的つながりが深く、経済的・人的交流も活発である。この特性を活かし、今後もこうした東アジア地域との交流を深め、ひいては日本と東アジア諸国の窓口となることが求められる。

また、温暖な気候や、離島・温泉などの豊かな自然といった地理的条件に恵まれた九州は「癒し」の地として、国内のみならず海外からも観光客を集めている。今後も引き続き海外からの観光誘致に努めるとともに、国内では二地域居住などの新たなライフスタイルの受け皿として機能する必要がある。

さらに、九州は「カーアイランド」「シリコンアイランド」として戦略産業の集積が進んでおり、また「食糧供給基地」とも呼ばれている。今後は国際競争力のさらなる強化に努め、日本の成長に貢献することが求められる。

国土形成計画の圏域に対する意見

広域地方計画の圏域の設定に関して、次の疑義がある。

- (1) 国土形成計画の意義やねらいが、地方においては十分に浸透していない中で、圏域設定の議論のみが先行しすぎている。
- (2) 国の地方支分部局の圏域が省庁ごとに必ずしも一致していないことからも分かるように、地方においては行政分野ごとに異なった（それぞれの行政分野ごとにふさわしい）圏域に基づいて行政運営が行われている実態があるにもかかわらず、国土形成計画上「重複なく、隙間なく」圏域を設定することには無理がある。
- (3) 圏域設定においては、何を目的にした圏域であるかをより明確にし、「自然・歴史・文化的な条件」と「社会・経済的な条件」のどちらを優先すべきかの議論を十分に行うことが先決である。個別の都道府県名を掲げての議論は慎重に対応すべきである。
- (4) 「自然・歴史・文化的な条件」と「社会・経済的な条件」が大きく異なり一つの圏域に決めるに無理がある県については、（隣接した地域の協議会にオブザーバー参加するという方法ではなく、）そもそも重複した圏域の設定をすべきである。

広域地方計画区域の設定について

1962年策定の第1期全国総合開発計画から第5期計画まで、本県が変わらず首都圏構成県とされてきたことや、首都圏整備法に基づき、本県複数市町が都市開発区域指定をうけていること、また、第2回圏域部会の各資料データ等からも、本県が首都圏と密接に関係し、今後も首都圏と綿密な連携を図っていく必要があるため、本県については現状どおり首都圏への区域設定を希望する。

広域地方計画に係る区域の設定について

1 柔軟な区域割の設定を可能とすること

県際間の連携については、産業、環境、文化など多様な政策課題に応じて、隣県をはじめ様々な県との複数のパターンを設定して連携している実態などを踏まえ、1つの県が複数の区割りに属することも柔軟に認められるようにすべき。

2 広域ブロックの自立的発展の可能性を高めることを重視した区割りの設定

新潟県を含めた東北ブロックでは、数次の東北開発促進計画などを通じて、「縦軸」と「横軸」による、圏域全体をカバーしうる高速交通基盤の整備が進展し、広域ブロックの一体性の骨格となるラダー型の地域構造が形成されつつある。

そして、これらの基盤を活かし、東北インテリジェントコスモス構想など広域ブロックを単位とした、全国的にもモデルとなる地域連携プロジェクトを開拓してきたところ。

これからは、グローバル化の拡大・深化に対応して、成長著しい東アジアに面する日本海沿岸地域や、高次の学術研究機能や都市機能、産業機能などが先行して集積しつつある東北内陸地域、太平洋地域のネットワーク関係をさらに密にして、東北ブロックの国際的な存在感を高め、自立的発展を可能とすることが国土政策上も戦略的に重要。

こうした観点を踏まえ、日本海沿岸地域などにおける未完成の縦軸を整備しつつ、これまで培ってきた基盤を活かして、新潟県を含めた広域ブロックを単位として、自立的発展の展望を描けるよう、区域の設定を考えるべき。

国土交通省国土計画局長 殿

国土審議会圏域部会に対する意見等について

記

1 広域地方計画の区域設定について

- ・ 区域設定の方針として「・・・重複なく、隙間なく・・・」と説明されているが、各都府県境を越えた広域的なつながりは、それぞれの地域の自然、経済、社会、文化等を背景に多様なものがあり、一律に線引きを行うことは非常に困難である。

したがって、区域の重複設定は認めるべきと考える。

仮に不可能であれば、計画区域の設定を行うとしても、それが唯一絶対のものではないことを踏まえ、計画区域にとらわれない多様な広域連携、交流を活かす仕組みもあわせて検討していただきたい。

2 各地域ブロックの役割についての考え方

- ・ アジアの時代、環日本海時代に対応するため、日本海沿岸地域の港湾・空港などが有効に活用できるように考えるべき
- ・ 地方圏は、緑地保全という役割を有しており、放棄田や放棄林の問題について対応しなければならない
- ・ 大都市圏以外の地域においては、「二地域居住」の受け皿となる施策を推進すべき
- ・ 災害時のリダンダンシーという面から、特に大都市以外の情報通信ネットワーク構築を推進すべき

- ・ますます先が読みにくい現代社会において、計画の目標年次である10年～15年先までの施設整備等を見越した長期的計画の実効性に疑問。
- ・そもそも地方の区域割を含む重大な法改正が、地方に相談なく制定されたことが遺憾。
- ・平成18年度前半に区域割を決めるることは、全国計画の方向性も定まらず、地方の意見を聞くという国の具体的な対応方針も決まっていない中で、時期尚早ではないか。
- ・国土審議会の圏域部会で取り決めるとのことだが、全国知事会で議論する内容とも思える。
- ・そもそも区域割に重要な意味があるのか。
- ・区域割に重要な意味があるのであれば、整備新幹線などの重要インフラのプロジェクトが広域地方計画にどのように位置付けられるかなど、広域地方計画が地方にどのような効果、メリットをもたらすのかを説明すべき。
- ・メリットが理解できないまま、圏域だけ先に決められては、県民に対する説明責任が果たせない。

圏域部会の調査審議に関する意見について

1 広域地方計画区域の設定に当たっての基本的な視点・考え方・留意すべき事項についての意見等

- 区域の設定に当たっては、自然、経済、社会、文化等の視点から新たに分析するとともに、これまでのブロック計画的なものである首都圏整備計画や社会資本重点整備計画等既存の計画の果たしてきた役割などについても十分考慮し、また、それぞれの計画間の関係性や役割等についても整理した上で、圏域を設定すべきと考えます。
- また、廃棄物や防災対策等、圏域をまたぐと考えられる課題に柔軟に対応できるような仕組み・システムが必要であると考えます。

2 今後の各地域ブロックの役割について、地域からどのように考えているか。

- 各地域ブロックの役割については、究極的には道州制の議論とも関連すべき課題であり、地方制度調査会等と十分連携を図りながら検討を進めていくべきと考えます。

国土形成計画 広域地方計画区域について

1 広島県を含む広域地方計画の区域割に関する意見

- 広島県を含む広域地方計画の区域は、中国ブロック（中国5県）を単位とすること。

2 理由

(1) 経済界、学識経験者等で構成する広島県分権改革推進審議会（平成15年7月条例設置）において、本県を含む地域における「政治・行政的、経済的、社会的、歴史・文化的なつながり」を関連指標に基づき分析した結果、中国ブロック（中国5県）としての繋がりが強く、中国ブロックと四国ブロック（四国4県）は、それぞれ独立して一体的な圏域として捉えられること。

（参考）別添「指標分析による広域地方計画の区域割について」

(2) 全国総合開発計画や、地方開発促進計画では、これまで中国ブロックと四国ブロックは別々に策定（但し、新全総は本四架橋を前提に中・四国ブロックで策定）されており、このブロック割は、永年にわたって国民、地域に定着していること。

(3) 太平洋から瀬戸内海を経て、日本海に至るまでの自然的条件の違いや、瀬戸内海を2本の架橋のみで結んでいる地形的条件を踏まえれば、災害対応など危機管理面からも中国ブロックと四国ブロックを一体的なものとして捉えることは到底できること。

(4) 近隣県や、地域経済団体等がとりまとめた都道府県再編に関する報告書では、「中国ブロックと四国ブロックは、別」との意見が多く出されていること。

(参考) 道州制に関する近隣県や経済団体の報告やアンケート結果

- ・ 別添「各県報告書等における都道府県再編の方向等について」
- ・ 別添「中国地方における道州制に関するアンケート調査結果
(H16. 8~9月; 中国経済連合会等)」
- ・ 別添「四国における道州制のあり方に関するアンケート調査結果
(H16. 7~8月; 日本政策投資銀行四国支店等)」
- ・ 別添「世論調査結果 (H17.10.12 付け中国新聞)」

3 道州制の議論との関わり

広域地方計画の区域割は、道州制の区域割とは、制度上別とは言え、次のようなことを踏まえると、広域地方計画区域がおよそ半年程度の短い議論で従来と異なった枠組みで拙速に決定（平成18年度前半までに政令で決定）された場合、今後の道州制の議論に与える影響が大きいものと懸念されるため、現在の地方開発促進計画等のブロック割を基本に決定すべきである。

- ・ 国土審議会基本政策部会報告 (H14. 11) では、「将来の道州制等の検討に際して広域ブロックによる取組みが先駆けとなることが期待される」との報告があること
- ・ 全国知事会では、道州制の区域案を絞り込むなど枠組みを先行させた議論を行うべきではないと方針決定していること (H17. 11. 21 付け第28次地方制度調査会会長に意見提出)

平成17年11月

圏域に対する意見

○広域地方計画区域の設定にあたって基本的な視点・考え方、留意すべき事項

- ・ 第1回圏域部会で「広域地方計画区域を設定する上で考慮すべき視点（案）」として示されているが、広域地方計画区域の設定は現在の行政区域である都府県を分割しないことは基本であると考える。
- ・ 広域地方計画区域いわゆる地方ブロックの形成は、都道府県合併や道州制議論を視野に入れて議論すべきである。
- ・ 地域ブロックの中での国・県・民間・その他の役割分担の基本的考え方が必要であり、内政制度改革として、国の地方支分局の整理統合を考える必要がある。
- ・ 地域ブロックの形成にあたっては、生活圏、経済圏、交通圏等を実質的に形成する都府県で、地域ブロックとして何をめざすかなどの議論が進むことで、自主的な判断に基づき推進されることが望ましいと考える。
- ・ 国土形成計画法で首都圏、近畿圏、中部圏についてそれぞれの圏域を設定することとなっているが、人口や都市規模等から、当該圏域の施策がその圏域内にとどまらず、国の施策をはじめ全国や国民に与える影響が大きいことから、十分な議論や調査が必要であるとともに、現在の大都市圏整備法との関連についても整理が必要であると考える。

○今後の各地域ブロックの役割

- ・ 世界的な経済成長の中で、国際的に知名度を増すには、都府県ごとの国際化だけではなく、各地域ブロックが存在感を示すことが必要であると考える。
- ・ そのためにも各地域が個性を發揮し、経済的に自立することが各地域ブロックの役割であると考える。